

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 木村暢宏

一 道路の種類 県道  
二 路線名 狹山ふじみ野線  
三 道路の区域

新	旧	旧新別
		区間
	ふじみ野市亀久保字三角一七六 二番一一地先から同市亀久保字 三角一八六八番一地先まで	
八・八九〇 一〇・七九	七・四三〇 九・二八	敷地の幅員 (メートル)
	五七一・〇〇	延長 (メートル)
ふじみ野市からの管 理移管による。		備考